



令和6年3月号

「合理的配慮」

今年、日本において子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が発効されてから30年、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が発効されてから10年の節目の年になります。

それぞれが権利の主体であり、基本的人権や権利擁護、意見の表明と尊重、意思決定に対する支援など様々な事柄についての考え方や、国が責任を持つ形での具体的な取り組みが定められています。

近年では、こども家庭庁が出来た事で子ども全般の施策が一元化されたので、スピード感を持って様々な事への取り組みがなされる事が期待されます。

さて、令和6年4月1日から企業においても合理的配慮が義務化される事はご存じでしょうか？

合理的配慮とは、障害がある事によって引き起こる「社会的なバリア」を取り除く事を、行政・団体・企業に求められています。合理的配慮を求める事は個人のわがままではなく、障害が無い場合に受けられる設備やサービスを、事業者には過度な負担が無い場合において受ける事が出来る考え方になります。文章で書くとよくわかりませんが、リーフレットには具体的な事例が書かれているので読んで頂ければと思います。

合理的配慮を取り組む中で「対話」が重要とされていますが、私自身は対話をするだけで無く「相手と向き合う」事が大切だと考えています。最終的にはお互いが100%分かり合うという事は難しいからこそ「対話をし続けて向き合い続ける」事で100%に近づけて行く作業をして行きます。

実は、人間関係においてはお互いのズレが発生した時、又はズレに気が付いた時こそ「対話」のチャンスで、お互いをより理解しあう為に向き合うきっかけと考えると、ズレが生まれる事が悪い事では無く、その先の相互理解へと繋がるポジティブな事へと変化をして行きます。

ユニセフ 子どもの権利条約

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

NHKハートネット ゼロから知りたい障害者権利条約

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/465/>

内閣府 合理的配慮義務化に関するリーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

児童通所課 嵯峨憲司



2月活動報告

11日

バレンタインクッキング

少し早めのバレンタイン企画！
今年はおムライスとプリンを作りました。
レシピと手元を交互に見比べ、分量を間違えないように進めました。特にオムライスを包む卵を焼く際には破けないようにと慎重に、慎重に焼きました。



／お肉もりっもり／



△チキンライス作成中～



映えオムライス 完成！
食べるのもったいない～

△プリン作り。しっかりこしてなめらかな舌触りに。



帰りの電車
談笑しながら帰りました。



23日 MJ狭山販売会

MJ入間に続き、MJ狭山にお邪魔しました。
所沢駅のラケルで昼食を取ったあと、電車に乗って向かいます。

所持MJと相談しながら買い物を進めました。

／どれを買うおう……／



体験コーナー

